

日本学生支援機構奨学生の採用手続について (第一種・第二種)

日本学生支援機構奨学生（第一種・第二種）の採用を確認された方は（次ページ以降）、必ず下記のとおり採用手続（関係書類の受取り）を行なってください。

※採用手続を怠ると今後の奨学金の受給に支障が出る場合がありますので注意してください。

記

配布期間 : 2016年7月26日（火）～8月9日（火）
（事務所開室時間内）

場 所 : 早稲田キャンパス120-3号館104室
環境・エネルギー研究科事務所

携行品 : 学生証

配付書類 : 採用書類

（「奨学生証」「返還誓約書」「奨学生のしおり」等）

初回振込 : 2016年7月11日（月）

【注意事項】

●返還誓約書は必ず9月8日（木）までに奨学課へ提出すること。

期限までに未提出の場合は採用取消となり、

振込済みの奨学金は即時返金しなければなりません。

●採用者は年に1回（2016年1月予定）「奨学金継続手続」が必要になり、怠ると打ち切りとなります。

●毎月の奨学金振込日については「奨学生のしおり」で必ず確認してください。

●奨学金を辞退する場合には印鑑と学生証をお持ちの上必ず奨学課へ届け出てください。

2016年7月
学生部 奨学課

日本学生支援機構

第一種採用者

54150010

54160031

54160005

54160032

54160010

54160034

54160025

54160036

54160026

54160501

以上 10名

2016年7月21日
環境・エネルギー研究科

日本学生支援機構 第二種採用者

54160023

以上 1名